

迫田 和文さん



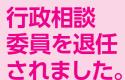
徳永 幹子さん

## 行政に対するご相談は、行政相談委員へ

平成23年4月1日付けで迫田さんと德永さんが、行政 相談委員(総務大臣委嘱)に委嘱されました。

国の行政機関等の業務に関する国民からの苦情の相談を受けて、必要な助言を行ったり、関係行政機関等にその苦情を通知し、解決の促進を図ります。また、業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を総務大臣に対して述べることにより、行政の改善に貢献しています。

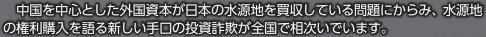
例えば、道路、登記、税金、 年金、郵便、労働などの問題で お困りの方は、お気軽にご相談 ください。なお、相談は秘密を 守り無料です。





今回、行政相談委員 として3年間尽力され ました有木園洋子さん が退任されました。長 い間、ありがとうござ いました。

## 山林(水源地)権利投資詐欺にご用心





また、「日本の水源地を中国等の外資系から守る」と、水源地の買収が社会問題化していることを利用し、 高齢者等の「愛国心」を逆手に取るものや「環境保護」(地球温暖化・粉対策)をうたうケースも。なお信用性 をあげるため自治体の事業や大手飲料メーカーの関与を語る者もいるという。

こうしたケースで誘い込まれ投資してから業者に返金を求めても戻ってこないことがほとんどであり、この手の勧誘はきっぱりと断るべき旨の助言が林野庁からされています。

このように、お年寄りをターゲットにした愛国心を逆手にった詐欺行為は絶対に許し難いものがあります。 皆さんで未然に防ぎましょう。

## 結婚 50 年目の皆さん、お早めにお申し出を!

本町では、結婚50年目を経過し、夫婦ともに健在の方々を対象に、合同金婚式を行います。 対象者については、役場でも調査をいたしますが、自分たちが対象ではないかと思われる方は、保健福祉課または、住民生活課へ**7月29日(金)までに**ご連絡ください。

また、婚姻後、本町に転入された方々、本籍地が町外にあるなどの方々は調査できませんので必ずご連絡ください。



①昭和36年1月1日から同年12月31日までに婚姻届を出し、夫婦とも健在の方々。

→今年1月以降にどちらかが死亡されている場合も該当します。

②婚姻当時の事情で届け出が遅れた方々で、第1子が昭和36年中に出生している場合は該当します。

【問い合せ先】 錦江町役場 保健福祉課(福祉チーム) TEL0994-22-3042 住民生活課(民生チーム) TEL0994-25-2511